# 波の伊八の商標使用許諾、申請から使用までの流れ(有償使用の場合)

- 1.「波の伊八」ロゴマーク使用権等有償使用許諾申請書の提出
- 2. (社) 波の伊八鴨川まちづくり塾 受付・審査
- 3. (社)波の伊八鴨川まちづくり塾から契約予定日をお知らせ
- 4.「波の伊八」ロゴマーク使用権許諾等有償使用許諾契約の締結
- 5.「波の伊八」ロゴマーク使用権等の使用開始、使用許諾料・等の納入

# 《契約内容(使用品の名称、販売小売価格、生産予定数等)を変更する場合》

- 6. 「波の伊八」ロゴマーク使用権等有償使用許諾変更申請書の提出
- 7. (社)波の伊八鴨川まちづくり塾受付・審査
- 8. (社)波の伊八鴨川まちづくり塾から変更契約予定日をお知らせ
- 9.「波の伊八」ロゴマーク使用権等有償使用許諾変更契約の締結
- 10.「波の伊八」ロゴマーク使用権等の使用開始、変更後の使用許諾料・等の納入

## ○ 使用申請(有償使用の場合)

- 1.「波の伊八」ロゴマーク使用権等有償使用許諾申請書の提出
- ・次の書類等を各1部、郵送もしくは持参により提出してください。メールやFAXでの提出は受け付けませんのでご注意ください。
- ・「波の伊八」ロゴマーク使用権等有償使用許諾申請書(様式第1号の1) >>
- ・申請者の概要がわかるもの(会社パンフレット等)
- ・商品等の見本(見本を提出できない場合は商品等が確認できる写真等)
- ・製造先の保健所の許可書(写し)(食品類のみ)

## 【注意】

・食品類への使用の場合は、製造物に対する責任所在を明らかにする表示をお願いします。

### [表記例]

『「波の伊八」の商標権者の(社)波の伊八鴨川まちづくり塾は、製造者ではなく、本商品に何ら責任を 負うものではありません。』

### [申請書提出先]

 $\mp 296 - 0001$ 

千葉県鴨川市

(社)波の伊八鴨川まちづくり塾 あて

※持参の場合の受付時間 : 平日の午前8時30分~午後5時15分(年末年始を除く。)

- 2. (社) 波の伊八鴨川まちづくり塾 受付・審査
- ・提出のあった申請書を(社)波の伊八鴨川まちづくり塾で受け付け、審査を行います。
- 3. (社) 波の伊八鴨川まちづくり塾から契約予定日をお知らせ
- ・(社)波の伊八鴨川まちづくり塾の審査の後使用を許諾する場合は、有償の使用許諾契約を締結していただきます。
- ·契約は原則、(社)波の伊八鴨川まちづくり塾にて行いますので、事前に契約予定日をお知らせいたします。
- ・審査の結果、使用を許諾できない場合は、(社)波の伊八鴨川まちづくり塾から「波の伊八」ロゴマーク使用権等使用不許諾通知書(様式第3号)によりその理由とともに通知します。
- 4. 「波の伊八」ロゴマーク使用権等有償使用許諾契約の締結
- ·契約は原則、(社)波の伊八鴨川まちづくり塾にて行いますので、事前にお知らせした契約予定日にご来所ください。
- ・その際に商品等の完成品の見本を1個提出してください。
- ・「波の伊八」ロゴマーク通常使用権設定許諾契約書(有償用)(様式第2号の1)には会社・団体等の場合は「会社印および代表者印」、個人の場合は「実印または認印」を押印していただきますのでご用意ください。印鑑を持参することができない場合は、契約書をお持ち帰りいただき、押印のうえ(社)波の伊八鴨川まちづくり塾へ郵送または持参してください。
- ・契約時に使用許諾料を決定します。
- ・契約期間は、「使用許諾契約を締結した日からその年度の末日(3月31日)まで」となります。ただし、使用期間が限定されているときは、契約期間を短縮する場合があります。
- ・契約期間満了後、引き続き「波の伊八」ロゴマーク使用権許諾を使用されるときは、改めて申請を行っていただきます。ただし、当初契約した商品等の在庫が残っている場合は、当初の契約事項(使用品の名称、販売小売価格、生産予定数)を変更しない限り、改めての申請は不要で、契約期間満了後も、在庫がなくなるまで引き続き「波の伊八」ロゴマーク使用権許諾をご使用いただけます。
- ・商品等の製造・販売をされる場合には、商品等に証紙を貼り付けていただきます。契約時に生産予定数分の証紙をお渡しします。証紙は1枚1円です。

- 5.「波の伊八」ロゴマーク使用権許諾等の使用開始、使用許諾料・等の納入
- ・「波の伊八」ロゴマーク使用権許諾等の使用が可能となります。契約書に記載された「使用上の遵守事項」をよく読み、正しくご使用下さい。
- ・使用許諾料と証紙代を契約書に記載された納入期日までに指定口座にお振り込みください。 ※振込手数料は使用者側の負担となります。

## 【注意】

・使用許諾料と証紙代を納入期日までに納入いただけない場合は、使用許諾を取り消す場合がありますのでご注意下さい。なお、その際に発生する使用者側の損害は(社)波の伊八鴨川まちづくり塾では一切負いかねます。

# 《契約内容(使用品の名称、販売小売価格、生産予定数等)を変更する場合》

- 6.「波の伊八」ロゴマーク使用権等有償使用許諾変更申請書の提出
- ・次の書類等を各1部、郵送もしくは持参により提出してください。メールやFAXでの提出は受け付けませんのでご注意ください。
- ・「波の伊八」ロゴマーク使用権等有償使用許諾変更申請書(様式第4号の1)
- · 商品等の見本(見本を提出できない場合は商品等が確認できる写真等)
- ・「波の伊八」ロゴマーク通常使用権設定許諾契約書(有償用)(当初締結した契約書)

#### [申請書提出先]

 $\mp 296 - 0001$ 

千葉県鴨川市成川34-2

- (社)波の伊八鴨川まちづくり塾 あて
- ※ 持参の場合の受付時間 : 平日の午前8時30分~午後5時15分(年末年始を除く。)
- 7. (社)波の伊八鴨川まちづくり塾 受付・審査
- ・提出のあった変更申請書を(社)波の伊八鴨川まちづくり塾で受け付け、審査を行います。
- 8. (社) 波の伊八鴨川まちづくり塾から変更契約予定日をお知らせ
- ・(社)波の伊八鴨川まちづくり塾の審査の後、変更の使用を許諾する場合は、有償の使用許諾変更契約を締結していただきます。
- ・変更契約は原則、(社)波の伊八鴨川まちづくり塾にて行いますので、事前に変更契約予定日をお知らせいたします。
- ・審査の結果、変更の使用を許諾できない場合は、(社)波の伊八鴨川まちづくり塾から「波の伊八」ロゴマーク使用権許諾等使用不許諾通知書(様式第3号)によりその理由とともに通知します。
- 9.「波の伊八」ロゴマーク使用権等有償使用許諾変更契約の締結

- ・変更契約は原則、(社)波の伊八鴨川まちづくり塾にて行いますので、事前にお知らせした契約予定日にご来所ください。その際に変更後の商品等の完成品の見本を1個提出してください。
- ・「波の伊八」ロゴマーク使用権等有償使用許諾変更契約書(様式第5号の1)には、<u>当初契約で使用した印鑑</u>を押印していただきますのでご用意ください。印鑑を持参することができない場合は、変更契約書をお持ち帰りいただき、押印のうえ(社)波の伊八鴨川まちづくり塾へ郵送または持参してください。
- ・変更契約時に変更後の使用許諾料を決定します。
- 10.「波の伊八」ロゴマーク使用権許諾等の使用開始、変更後の使用許諾料・等の納入
- ・「波の伊八」ロゴマーク使用権許諾等の使用が可能となります。変更契約書に記載された「使用上の遵 守事項」をよく読み、正しくご使用下さい。
- ・変更後の使用許諾料と証紙代を変更契約書に記載された納入期日までに指定口座にお振り込みください。
- ※ 振込手数料は使用者側の負担となります。

### 《使用を取りやめる場合》

・使用者は、「波の伊八」ロゴマーク使用権許諾等を使用する必要がなくなった場合は、次の書類を (社)波の伊八鴨川まちづくり塾に提出してください。

#### [有償の場合]

- ・「波の伊八」ロゴマーク使用権許諾等(有償使用許諾契約解除)届(様式第6号)
- ・「波の伊八」ロゴマーク通常使用権設定許諾契約書(有償用)(当初締結した契約書)
- ・「波の伊八」ロゴマーク使用権等有償使用許諾変更契約書(締結した変更契約書) 《その他》
- ・申請に必要な費用等は、申請者のご負担となります。
- ・ご提出いただいた書類等は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・申請書に記載された個人情報等は、使用許諾に関する目的以外には一切使用いたしません。

### 【用語集】

- ・デザイン等=千葉県鴨川市「波の伊八」ロゴマーク使用許諾マニュアルに示されたデザイン
- ・使用申請者=デザイン等を使用しようとする者
- ・会長=(社)波の伊八鴨川まちづくり塾会長
- ・使用者=デザイン等の使用許諾を受け使用する者
- ・使用品=デザイン等を使用する対象物
- ・社団伊八=(社)波の伊八鴨川まちづくり塾